なくそう供応・買収選挙

選挙の根本は〝主権在民〟

投票のできる人できない人

南国市会議員選挙は、十月二日告示で、十二日が投票日です。

まず、市民課または支所の住民基本台帳に登録されていない人は選挙人名簿にも登録されませんので投票できません。

十月十二日の市会議員選挙に投票できる人は▼昭和三十年十月十三日までに生れた人▼昭和五十年六月三十日までに転入届をすませ、引き続いて南国に住んでいる人です。九月十五日までに市内転居をした人は、新住所地で、それ以後の市内転居者は、旧住所地で投票してください。また選挙当日までに転出証明をとった人は投票できません。

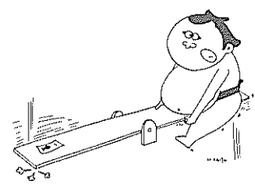

入場権は発行していません

南国市では入場券を出していません。入場券を発行すると一人が二回投票するようなおそれも出てきます。このため入場券は発行しないで、その地区のことをよく知っている投票管理人や立会人、選挙事務員をおくようにしています。

投票所で部落名と名前をはっきりいって受付してください。

投票の場所などはチラシでくわしくお知らせしますが、これまでとほとんどちがいません。投票の時間は午前七時から午後六時まで、上倉・瓶岩の一部では午後四時まで繰り上げられます。

不在者投票はこんなに

不在者投票の指定病院に入院している人は、その病院で不在者投票ができます。また仕事などのため、投票の日に市内にいないため、投票所にいけない人たちは、告示の日（十月二日）から投票日の前日（十月十一日）までの間に、選挙管理委員会（市役所の四階）で不在者投票ができます。

不在者投票の指定病院でない病院に入院している患者や家庭で療養している人は、現在のところ投票所へ行って投票するしか方法ありません。投票日の間近に手術する人や、お産の予定日になっている人は、歩けるうちに不在者投票をしてください。

ケガをして字を書くことができない人、字を知らないために書けない人、また、目の不自由な人で点字をしらない人たちには代理人が書いてくれます。これは、当日投票所でそのことをいって係の人に代って書いてもらうのです。

一緒に行った家族の人や親しい人に書いてもらうことはできません。

無効票にならないように

いつの選挙でも、せっかく投票したのに無効になる票が少なくないようです。自分たちの意志を反映する代表者を選ぶ選挙です。無効票にならないように気をつけてください。

無効となるものは▼候補者でない人の氏名を書いたもの▼よけいなことを書いたもの▼二人以上の候補者の氏名を書いたもの▼どの候補者の氏名を書いたのかわからないもの、などがあります。

投票用紙には一人だけ、はっきり書くことが大切です。

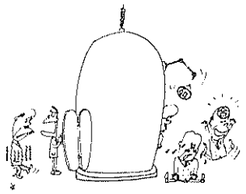

誰にも気がねのない一票

投票は他人の干渉に左右されたり、他人に気がねすることなく自由な気持で投票できなければなりません。どの候補者に投票したかなど、投票者の秘密は絶対に守られ、選挙する人の自由意志が保障されています。

投票記載所は、他の人が選挙する人の投票の記載をみることができないように設備していますし、開票のときには、四十五の投票所のものを全部まぜあわせてから開票しますので全くわからなくなっています。

不在者投票は、表の封筒に投票した人の名前を書くようになっていますが、その中にもう一つ封筒が入っています。不在者投票を受理することにきまれば中の封筒だけをとり出し、まぜあわせてから投票用紙を投票箱に入れますので秘密は守られます。

誰に投票しても、その結果は選挙した本人だけしか知り得ない方法になっていることがおわかりと思います。候補者側から〝すぐわかるぞ〟との話があったとしても、それはおどし以外のなにものでもありません。

供応・買収の追放

いつものことながら、選挙のあとには、選挙違反が摘発され、いやな気持になるものです。

よく見うけられる違反として、なにかの機会に酒、弁当などによる供応、金にものをいわせた金権選挙などがありますが、目先きの欲得につられないで、選挙違反をはねのけていきたいものです。

また、陣中見舞として酒を贈ることも禁じられていますし、百円の会費で宴会をするなどよくある例です。金や義理で売った投票は、自分の毎日のくらしで、どんなに大きなマイナスとなって帰ってくるか考えて見なければなりません。

まず第一に、供応や買収で一票を集める候補者が、私たちの意志を純粋に反映するはずがないということです。金権選挙の腐敗は、先の総選挙でも大きな社会問題になりました。

選挙運動のために、一戸一戸たずねることは「戸別訪問」といって禁止されています。また、候補者についてデマをとばしたり、候補者、選挙人、選挙運動員をおどかしたりすること、また、演説、集会、交通などを妨害したり、選挙運動用のポスターを破いたりして、選挙の自由を妨げると処罰されます。

市民こそ主権者

選挙の根本は、主権在民ということです。供応や買収によって、また「あの人に頼まれたから」「あの人に義理があるから」というようなことだけで、候補者の公約や人物、見識をみきわめずに投票する人があります。選挙は、義理とか人情とかといった考え方や、長いものには巻かれろ式のものであってはなりません。一時の利害や情実にまどわされずに、私たち一人ひとりが選挙に対する自覚を高めて、明るく正しい選挙が行なわれるようにしたいものです。

今日の話題
明日の話題

10月12日投票 市会議員選挙

こんどこそ政治をゆだねて悔いぬ人